

江東区公営住宅等建替・集約事業の進捗について

1 (仮称) 塩浜住宅基本計画

(1) 改築概要

- ・地上8階建 72戸程度(1棟に集約)
※ 現況: 1号棟(地上4階建 32戸)・2号棟(地上5階建 40戸)
- ・公共公益施設併設
- ・余剰地利活用

(2) 建築関連

- ・基本設計: 令和6年6月～令和6年11月
- ・実施設計: 令和7年3月～令和8年3月
- ・解体工事: 令和7年6月～令和8年3月
- ・建築工事: 令和8年4月～令和9年7月

(3) 居住者関連

- ・仮移転先へ転居: 令和7年2月～令和9年8月
- ・建替住宅へ入居: 令和9年9月～順次

※ 基本設計等により計画内容が変更となる場合がある。

2 入居者移転計画概要

(1) 移転スケジュール

ア 塩浜住宅

- ・入居者移転報告会 : 令和6年2月
- ・仮移転説明会第一回 : 令和6年6月
- ・仮移転先決定通知送付 : 令和6年7月
- ・各種手続き : 令和6年9～11月
- ・仮移転説明会第二回 : 令和6年12月
- ・各種手続き : 令和7年1月
- ・引越し : 令和7年2～3月

※ 建替え期間中は、原則、区営住宅に仮移転を行う。仮移転期間は二年半～三年程度を見込む。主な仮移転先は、北砂二丁目アパート、塩浜一丁目住宅、扇橋一丁目アパート、北砂七丁目住宅他。

イ 北砂二丁目アパート

- ・入居者移転報告会 : 令和5年7月19日
- ・本移転説明会、本移転先住戸抽選会 : 令和6年2、5月
- ・各種手続き : 令和6年6～7月
- ・引越し : 令和6年9月

※ 北砂二丁目アパート入居者の本移転先は(仮称)大島五丁目住宅。

(2) 移転支援の内容

ア 移転料

国基準に基づき、移転料として一律179,000円を入居者に支払う。

イ 主な移転支援の内容（入居者移転支援業務協定に基づき、一般財団法人首都圏不燃建築公社が実施）

- ・「移転支援窓口」（事業者による相談窓口）を設置
- ・粗大ごみ及び一般ごみ仮置き場の設置
- ・引越し幹事会社の手配
- ・各種申請書類作成の支援

3 工期変更（（仮称）猿江一丁目アパート）

買取公営方式により整備を行っているが、建築工事着手後、想定外の地中障害物等が判明し、新たな追加工事が必要となったため、工期延長を行う。

- ・建築工事：令和5年2月～令和6年7月（3ヵ月延伸、計18ヵ月）
- ・売買契約：令和6年6月
- ・竣工・買取：令和6年7月
- ・戻り入居：令和6年8月以降

※ なお、工期変更について、入居予定者には令和5年10月25日（水）開催の入居説明会において周知を行う予定。

4 建設予定住宅の確保状況

建設予定住宅については、現在、建替時都営住宅区移管事業の活用を視野に、東京都と調整を始めており、今年度中を目標に、一定規模の区営住宅が建設可能で、かつ地域や利便性等を踏まえた適地を確保していく。